



新型コロナウイルス感染症に備えて ～県民の皆さんのご協力をお願いします～



新型コロナウイルスに関する総合相談窓口

雇用、学校関係、生活全般など、どこに聞けばいいかわからない相談に対応する窓口を設置しています。
☎095-895-2150 9時～17時45分(土・日・祝日も開設)

新型コロナウイルス感染症が疑われる方の相談窓口

息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある場合、高齢者や基礎疾患などがある方で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合はご連絡ください。これ以外にも比較的軽い風邪の症状が続く場合もご相談ください。

開設時間:9時～17時30分

保健所名	電話番号	開設日	FAX番号	管轄
西彼保健所	095-856-5059	平日	095-857-6663	西海市、長与町、時津町
県央保健所	0957-26-3306	平日	0957-26-9870	諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町
県南保健所	0957-62-3289	平日	0957-64-6520	島原市、雲仙市、南島原市
県北保健所	0950-57-3933	平日	0950-57-3666	平戸市、松浦市、佐々町
五島保健所	0959-72-3125	平日	0959-72-7761	五島市
上五島保健所	0959-42-1121	平日	0959-42-1124	新上五島町、小値賀町
壱岐保健所	0920-47-0260	平日	0920-47-6357	壱岐市
対馬保健所	0920-52-0166	平日	0920-52-7403	対馬市
長崎市保健所	095-801-1712	平日、土・日・祝日	095-829-1221	長崎市
佐世保市保健所	0956-25-9809	平日、土・日・祝日	0956-24-1346	佐世保市
長崎県相談センター	070-4223-4371 070-2667-3211	土・日・祝日	095-895-2570	長崎市、佐世保市を除く県内

電話での相談が難しい方は、ファクシミリ相談票をウェブサイトからダウンロードしてご利用ください。また、厚生労働省の相談窓口(FAX03-3595-2756、メールcorona-2020@mhlw.go.jp)も利用できます。

長崎県 新型コロナ 検索

新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者、濃厚接触者、医療従事者などに対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは決して許されないことです。公的機関の提供する正確な情報を入手し、正しい情報に基づいた冷静な対応と行動をとりましょう。

新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめなどの被害に遭われ、人権侵害事件として救済措置を希望する場合は、まずは法務省の「みんなの人権110番」にご相談ください。

【相談窓口】「みんなの人権110番」(最寄りの法務局・地方法務局につながります)

☎0570-003-110 平日8時30分～17時15分

買物をする際のお願い

国内の食料品や生活必需品は、在庫も供給力も十分あります。買いだめ、買い急ぎを行う必要はありません。必要な分だけを買って、冷静な行動をとりましょう。

新型コロナウイルス感染症とは

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと(1週間前後)が多く、強いだるさ(倦怠感)を訴える方が多いのが特徴です。感染しても軽症で済む例や治る例もありますが、季節性インフルエンザと比べ、重症化のリスクが高いと考えられ、重症化による肺炎で死亡する例も発生しています。特に重症化する可能性が高い高齢の方や基礎疾患などのある方は十分な注意が必要です。

どうやって感染するの？

飛沫感染と接触感染の2つが考えられます。

飛沫感染

感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つばなど)と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染します。

※感染を注意すべき場面の例

屋内などでお互いの距離が十分に確保できない状況で一定時間を過ごす時など

接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、自らの手で周りの物に触れると感染者のウイルスが付きます。未感染者がその部分に接触すると感染者のウイルスが未感染者の手に付着し、感染者に直接触れなくても感染します。

※感染場所の例

電車やバスのつり革、ドアノブ、エスカレーターの手すり、スイッチなど



②咳エチケット 3つの咳エチケット



予防方法は？

①こまめに手を洗いましょう!

自分の手にもウイルスが付着している可能性がありますので、外出先からの帰宅時や食事前などこまめに手洗いを行いましょう。

②咳エチケットを心がけましょう!

感染症を他者に感染させないために、咳やくしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻を押さえる「咳エチケット」を徹底しましょう。

③「三密」を避けましょう!

集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。

③「三密」を避けましょう

- ①換気の悪い密閉空間
- ②多数が集まる密集場所
- ③間近で会話や発声をする密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中での3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



新型コロナウイルス感染症の影響から生活を守る支援策のお知らせ

事業者の皆さんへ

緊急資金繰り支援資金

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の安定に支障が生じている中小企業者の方向けに、県内の金融機関において緊急資金繰り支援資金を取り扱っています。

問合せ 融資申込や返済に関すること：県制度融資取扱金融機関
制度に関すること：県の経営支援課 ☎095-895-2651

最新の情報はウェブサイトでご確認いただけます。 [長崎県 中小企業向け融資制度](#) [検索](#)

雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員を休ませるなど雇用を維持する企業に休業手当、賃金などの一部または全部を国が支援します(上限あり)。今年4月1日から6月30日までの間に実施した休業については、下記の特例措置を実施しています。5月1日以降、特別措置がさらに拡充されていますので、詳しくは厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。

- 助成率の引き上げ
中小企業4/5(通常は2/3)、大企業 2/3(通常は1/2)
※解雇などを行わない場合は中小企業9/10、大企業3/4
- 雇用保険被保険者以外の労働者などの休業手当も対象

問合せ 長崎労働局職業対策課 ☎095-801-0042 [雇用調整助成金 特例措置](#) [検索](#)

長崎県緊急雇用維持助成金

県では、上記の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた**中小企業**を対象に上乗せ助成を実施しています。
※大企業は対象外

限度額 1事業所あたり100万円

助成率	国の助成率	県の助成率	事業主負担
3月31日までの休業	2/3(20/30)	7/30	3/30
4月1日から6月30日 までの休業	4/5(8/10)	1/10	1/10
4月1日から6月30日 までの休業 (解雇などを行わない場合)	9/10(18/20)	1/20	1/20

問合せ 県の雇用労働政策課 ☎095-895-2714 [長崎県緊急雇用維持助成金](#) [検索](#)

最新の情報は県公式ウェブサイトでご確認ください。 [長崎県 新型コロナ](#) [検索](#)



個人の皆さんへ

個人向け緊急小口資金などの特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業などで一時的に資金が必要となったり、生活の維持が困難になった世帯を対象に、無利子の特例貸付を実施しています。詳しくはお住まいの市町の社会福祉協議会などへお問い合わせください。

[長崎県 個人向け 緊急小口資金](#) [検索](#)

住まいへの支援

住居確保給付金

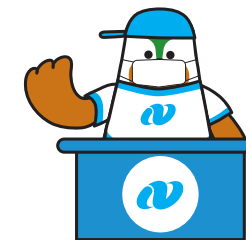
休業などに伴う収入減少により、住居を失うおそれのある困窮者の方に対して、住宅費を支給する制度があります(収入・資産などの要件あり)。詳しくはお問い合わせください。

問合せ お住まいの市町の自立相談支援機関窓口 [長崎県 自立相談支援機関窓口](#) [検索](#)

県営住宅の家賃減免

県営住宅に入居中の方で、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が著しく低下した方は、家賃を減免できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 県の住宅課 ☎095-894-3102



詐欺・悪質商法にご注意!!

- 給付金などについて、県や市町などがATMの操作や手数料の振り込みをお願いすることは絶対にありません。
- マスクなど身に覚えのない商品が届いたら相談してください。

おかしいと思ったら、消費者ホットライン188(局番なし)へお電話ください。

労働相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響による休暇、休業、解雇などを含むさまざまな労働に関する相談について、労働者と事業主どちらからも無料で受け付けています。

- 長崎労働相談情報センター(県庁内)
 - 佐世保労働相談情報センター(県北振興局内)
- ☎0120-783-258 または ☎0120-783-369

とき 電話および面談による相談 平日9時～17時
※佐世保労働相談情報センターの面談は水曜日10時～17時のみ
弁護士による特別労働相談 毎月第4水曜 13時30分～15時30分(祝日を除く)
※事前予約が必要

問合せ 県の雇用労働政策課 ☎095-895-2714 [長崎労働相談情報センター](#) [検索](#)